

1. 旅行のお申込み及び契約成立

(イ) 参加される方は、お申込書に所定の事項を記入し、お申込みいただきます。

申込書の到着し、当協会の承諾をもって成立するものとします。

(ロ) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。

この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当協会から予約の旨を通知した後、予約の申し込みを承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

2. 旅行代金のお支払について

旅行代金は当協会が定める日までに、当協会指定の方法によりお支払いください。

3. 取消料について

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料ならびに違約料をお支払いいただきます。

(イ) 出発日の11日前にあたる日までに取消した場合・・・無料

(ロ) 出発日の10日前から8日前までに取消した場合・・・旅行代金の20%

(ハ) 出発日の7日前から2日前までに取消した場合・・・旅行代金の30%

(ニ) 出発日の前日の取消の場合・・・旅行代金の40%

(ホ) 出発日当日の取消の場合・・・旅行代金の50%

【 (ヘ) を除く 】

(ヘ) 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合・・・旅行代金の100%

4. 旅行代金の適用

満12歳以上の方は大人代金、満3歳以上12歳未満の方は小人代金となります。

満3歳未満で、座席を使用しない乳幼児については、無料とします

5. 特別補償

当協会は当協会または当協会が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金：1500万円

・入院見舞金：2～20万円

・通院見舞金：1～5万円

・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円

(ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

6. 旅行契約の解除について

ご参加のお客様が最少催行人数に満たない場合、当協会は旅行催行を中止する場合があります。

この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前に連絡し、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

7. 個人情報の取扱について

当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会の企画・キャンペーン商品のご案内、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただく事があります。

8. その他・基準期日

(1) この旅行条件は、2015年7月1日現在を基準としております。

(2) この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当協会の

「旅行業約款」(募集型企画旅行契約の部)によります。

詳しい内容につきましては係員にお尋ねください。